

HPAI 発生に伴う移動制限と例外措置の適用

紀北家畜保健衛生所

松田基宏

【はじめに】

昨年度、全国で 24 件の高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）が確認された。このうち、13 件が宮崎県で発生し、県内でも 2 月中旬に紀の川市の採卵鶏農場で、2 月下旬に奈良県五條市の採卵鶏農場で HPAI の発生が確認され、県内に移動制限区域が設定された。しかしながら、家畜伝染病予防法に基づく HPAI 防疫指針では、移動制限区域であっても農林水産省動物衛生課との協議を経た上で物品の移動が可能になることが例外措置として規定されている。

今回の県内発生事例では、家きん卵や他の物品の移動が多様な形態で実施されたのでその対応と問題点について報告する。

（1）発生概要【図－1】

県内、紀の川市の採卵鶏農場においては、平成 23 年 2 月 15 日に HPAI の発生を確認し、周辺農場の 2 回の清浄性検査を経て 3 月 14 日に終息した。

また、県内発生から 2 週間を経た 2 月 28 日に奈良県五條市での発生を受け、続発することなく、2 回の清浄性検査を経て 3 月 29 日に終息した。

このように、県内での HPAI 発生から 2 週間を経て奈良県五條市での発生を受けたことから、清浄性検査をはじめとする防疫措置を平行して実施することを余儀なくされた。特に、清浄性検査を連日にわたって実施しなければならず、交差汚染防止の観点から、続発した場合の人の割り振りの重要性を痛感した。

(2) 紀の川市移動制限区域円【図-2】

紀の川市の移動制限区域を示した。黄色の三角が採卵鶏農場、赤色の三角が肉用鶏農場、緑色の旗印が徳用家きん農場を示す。これにより、半径 10Km 内に各農場が広域に分散していたことがわかる。

(3) 橋本市移動制限区域円【図-3】

橋本市の移動制限区域を示した。県内の農場は、いずれも半径 5 ～ 10Km 内の 1 つの地域に密集していた。

このように、複数人員で実施した清浄性検査の採材や例外措置適用ための立入検査にあたっては、農場の位置を十分確認して対応農場を割り振ることが、人と時間の有効な活用につながることがわかった。

(4) 移動制限対象農場数【図-4】

HPAI 発生に係る移動制限の対象となった農場は、1 例目で、採卵鶏農場 5 戸、肉用鶏農場 2 戸、アイガモ、キジ、地鶏各農場 1 戸、GPセンター 1 施設の計 10 農場、1 施設であった。また、2 例目では、採卵鶏農場 10 戸（うち、組合農場 5 戸）、肉用鶏農場 1 戸、GPセンター 1 施設の計 11 農場、1 施設であった。

このうち、1 例目の肉用鶏農場（大規模ブロイラー団地）1 戸と地鶏農場 1 戸は半径 5Km 内の移動制限区域に位置しており、終息日まで例外措置が適用できなかった。また、この 2 農場と残りの肉用鶏農場 1 戸とも出荷適期日齢が終息日以降であったため、飼養期間の延期にはならなかった。このように、移動制限区域が設定された場合、肉用鶏の飼養日齢と羽数を早期に把握することは例外規定適用の観点から大変重要であると言える。

(5) 例外措置の適用【図－5】

例外措置の適用は、発生状況検査と併せて実施する家きん卵出荷監視検査の両検査が陰性であることを確認した後、農林水産省動物衛生課との例外措置適用のための協議を経て問題がなければ可能となった。

1 例目では、採卵鶏農場 5 戸の直売出荷と GP センター再開のための例外措置の適用だけであった。しかしながら、2 例目の発生では、大規模採卵鶏農場が多数を占めていたため、また、全ての農場が発生農場から 5 ～ 10km 内に位置していたため、つまり、発生状況検査陰性後に搬出制限区域となったため、直販出荷をはじめとする、実に 9 種類もの多岐にわたる例外措置が適用された。

以下、今回の事例で適用した例外措置について説明する。

(6) 協議申請【図－6】

例外措置の協議申請から物品の移動までの流れを示した。(①～⑥)

①前提条件としては、家きん卵出荷監視検査及び発生状況検査が全て陰性であることである。②協議申請書には、農場、搬送経路、通過する消毒ポイント、目的地等を示した地図を添付し、農場等から家畜保健衛生所に提出される。③家畜保健衛生所が申請農場の飼養鶏の異常の有無を確認する。④搬送先が県内にある場合は所定の確認事項に基づき立入検査を実施する。搬送先が県外であれば、管轄する自治体に連絡して受入条件を協議する。⑤動物衛生課と例外措置の適用を協議する。⑥家畜保健衛生所から例外措置を認める指示書を発行することになる。

(7) 出荷指示書（家きん卵、食鳥）【図－7】

家きん卵や食鳥出荷については、このような出荷指示書を出荷日ごとに発行した。

(8) 出荷指示書【図－8】

洗卵機を含めた自家 GP 所有農場については、このような出荷指示書を発行した。

(9) 施設の確認事項【図－9】

これは搬送先である食鳥処理施設の立入検査用の確認事項である。詳細な確認事項が記載されている。

(10) 家きん卵の移動【図－10】

全ての採卵鶏農場では発生状況検査と家きん卵出荷監視検査の陰性を確認するまで製品卵出荷が約4日間停止した。

組合採卵鶏農場では陰性確認後の製品卵出荷まで原卵の保管場所を組合 GP センターとし、農場の卵出荷と組合 GP センターの再開に備えた。

組合 GP センターについては移動制限措置直後に施設に立ち入り、衛生管理体制等の確認を行い早期の再開に努め、再開を待つ農場の原卵保管場所とした。

直売農場では、購買者の汚染の防止、鶏舎内と自家 GP 内の作業者の区分、着衣の交換、配送容器と車両の消毒を指導した。

一部の農場では、県外の自治体と搬送条件の協議を経て、県外施設へ液卵や製品卵の出荷を行なった。

(11) 廃棄卵の焼却処理【表－11】

様々な形態で家きん卵の出荷が進むように努めたが、日数が経過した卵、組合 GP センターに出荷できない大玉や卵殻が薄いなど規格外のものが農場や組合 GP センターに滞留した。そのため、搬出制限区域外の廃棄物処理施設で処理することとした。施設については交差汚染防止のため、施設についてはライ

ンの確認、農場等にはコンテナ車による滞留家きん卵の搬送方法を指示した。

(12) 生きた家きんの出荷【図－12】

移動制限期間中に肉用鶏の県外施設出荷と老採卵鶏（廃鶏）の県内施設出荷の食鳥用出荷申請があった。老採卵鶏の県内出荷では搬送経路の確認と施設の立入により消毒等の拡散防止措置を徹底した。一方、肉用鶏の県外出荷では出荷先の管轄自治体と搬送条件を協議した。また、出荷先の施設では家畜防疫員が受入のための立ち会いを行なった。特に、今回の搬送条件として、トラック荷台の肉用鶏が入った捕鳥カゴ全体を網目が2×4 mmのネットで覆い、鶏の羽毛等の飛散を防止することが条件付けられた。

(13) ネットの写真【図－13】

これは実際に使用された飛散防止用のネットである。2×4 mmの網目のネットを使用し、鶏の羽毛等の飛散防止を徹底した。

(14) 畜産物の移動の実数【図－14】

例外措置の適用による直売出荷を除いた畜産物の移動の実数を示した。

液卵を含む家きん卵の移動は、数にして約320万個（約193ト）に上った。また、生きた家きんの移動は約4千羽になった。このことから、家きん卵や家きんの滞留を防ぐため、移動制限に伴う例外措置適用の必要性がわかる。

(15) まとめ【表－15】

今回の例外措置の適用で下記の事項を確認した。

大規模採卵鶏農場では、早期に原卵の保管場所の確保が必要になる場合がある。また、小規模採卵鶏農場の直売出荷では、原卵と製品卵の交差汚染の防止、

鶏舎内と自家 GP 内の作業者の区分が防疫上必要となる。

肉用鶏の出荷では、農場の位置によっては終息日まで例外措置が適用されないことがあるため、移動制限区域が設定された農場の位置やその時の飼養日齢と羽数を早期に確認することが必要になる。

【最後に】

今回の例外措置の対応においては、伝染性疾病である HPAI のまん延防止を目的とした移動の抑制を図る業務よりも、結果的に、移動を促進させることに重きを置いて移動の安全性を確保する業務が主になった。また、HPAI に係る防疫演習では鶏の殺処分をはじめとする防疫措置や消毒ポイントでの演習が多くを占め、例外措置適用に係る演習はあまり見受けられない。このようなことから、今回の事例を活かして再開条件を拡充した今年度の法改正を踏まえ、今後の HPAI 対応にあたっていきたい。